

君津中央病院企業団議会 平成19年3月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成19年2月16日をもって平成19年2月23日15時00分に木更津市桜井1010番地君津中央病院（新病院）4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 石井量夫、3番 川畑喜代志、4番 小倉義雄、5番 榎本貞夫

6番 武次治幸、7番 高橋謙治、8番 三平正昭、9番 平野和夫、10番 小野光正

11番 福原孝彦、12番 伊藤彰正

欠席議員

なし

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

総務課主幹 内山輝雄、総務課主査 亀田陽一郎

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、監査委員 鈴木昭一、病院長 磯部勝見、事務局長 木村茂俊

事務局次長 佐藤貞雄、事務局次長 元木貞雄、経営改革室長 加藤芳生、総務課長 吉堀正廣

財務課長 鈴木敏雄、管財課長 鶴岡幸夫、医事課長 山崎博史、副院長 田中 正

副院長兼看護学校長 鈴木紀彰、分院長 桐谷好直、医務局長 柴 光年、看護局長 小川久子

4 会議に付した事件は次のとおりである。

・議案第 1号 監査委員の選任について（質疑、討論、採決）

・議案第 2号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について（質疑、討論、採決）

・議案第 3号 君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、

- 討論、採決)
- ・ 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第 5号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第 6号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第 7号 君津中央病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例の制定について (質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第 8号 君津中央病院企業団個人情報保護条例の制定について (質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第 9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について (質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第 10号 平成 18 年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算 (第 1 号) について (質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第 11号 平成 19 年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について (質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第 12号 平成 19 年度君津中央病院施設整備費負担金及び君津中央病院運営費負担金並びに君津中央病院附属看護学校運営費負担金の分賦について (質疑、討論、採決)

(午後 3 時 00 分開会)

<議長>

ただいまより平成 19 年 3 月君津中央病院企業団議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ここで、福山企業長から招集のごあいさつをお願いします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

平成18年度は、地方公営企業法を全部適用し、企業団が発足し、私が初代の企業長に任命されたわけですが、制度始まって以来と言われる3.16%の診療報酬の引き下げがなされたこと、国の三位一体改革により医療費関係においても幾つかの補助金が廃止されたこと、制度の矛盾により、医師確保の困難さが当病院事業においても顕在化したことなど、企業団にとって大変厳しい環境下でのスタートになりました。このような状況のもと、中期経営計画を策定し、計画的な事業運営に努めております。また、千葉県及び構成4市から企業団の運営幹部の人材を派遣いただき、業務改善に向け、職員の意識改革や業務指導に取り組んでいただいているところであります。

医療を取り巻く環境は依然厳しいものがありますが、今後とも医師確保と収支の改善に努め、地域中核病院として、4市市民へのよりよい医療の安定的な提供に全力で取り組んでまいります。

本定例会は監査委員の選任、条例の制定・改正、規約の協議、補正及び新年度予算、負担金の分賦と合わせて12件の議案を提案させていただいております。

本日はよろしくご審議のほど、よろしく願いいたします。

<議長>

日程に入るに先立ちまして、諸報告をいたします。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元の日程表どおり、日程に基づき、進行いたします。

日程第1 会期の決定について

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。
本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本議会は本日1日と決定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第94条の規定により、川畑喜代志議員及び小倉義雄議員を指名いたします。

日程第3 議案上程

日程第3、議案の上程を行います。
本日の上程議案は12件であります。
朗読については省略します。
上程されている議案について提案理由の説明を求めます。
提案理由の説明が終了次第、議題としたいと思います。
ここで、福山企業長から提案理由の説明を願います。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 監査委員の選任については、現在、欠員となっておりますので、事業の経営管理に関し識見を有する適任者として君津市前収入役、鈴木征二氏を選任するため、議会の同意をいただこうとするものでございます。

議案第2号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、チーム医療を推進する上に欠かせぬ存在であります医師、看護師以外の医療専門職種を組織化し、より有機的、一体的に活動して、安全で質の高い医療に取り組むため、薬局を発展的に解消し、

薬剤部門も取り込んだ医療技術局を新設しようとするものでございます。

議案第3号 君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、急性期医療を行う病院事業の診療現場においては、出産年代層に属する若い女子職員が多数を占めていることから、恒常的に一定数存在する育児休業職員を定数外として取り扱おうとするものでございます。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、事業の経営管理に関し識見を有する監査委員について、その報酬を一本化しようとするものでございます。

議案第5号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、企業団管理規程で定める企業職員の給与について、その手当の支給率等を改正して減じ、企業長においても職員と同様に支給率を減じようとするものでございます。

議案第6号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員の給与のうち、手当の制度について改正を行うに当たり、医師、看護師及び各専門技師等を支給対象としていた特別調整手当を廃止し、医師確保等に資するための医師職調整手当を新設しようとするものでございます。

議案第7号 君津中央病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、新たに制定する個人情報保護条例において、個人情報保護の適正を期するための審査会を設けるに当たり、企業団における情報公開及び個人情報保護の有機的連携を図るため、本条例により設置されている情報公開審査会を新たに情報公開・個人情報保護審査会に改組して、取り組もうとするものでございます。

議案第8号 君津中央病院企業団個人情報保護条例の制定については、企業団が取り扱う個人情報について、プライバシーを保護するとともに、求めに応じて開示し、誤りがあるときは訂正するという個人情報保護制度を充実させ、もって個人の権利利益の保護を図るため、新たに条例を制定しよう

とするものでございます。

議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合

事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、千葉県後期高齢者医療広域連合

の加入、北総西部衛生組合の解散による組織団体の増減及び会計管理者の設置、吏員制度の廃止など、

地方自治法の改正に起因する当該組合の執行機関に関する規定を改正したい旨、協議があったので、

議決を求めるものでございます。

議案第10号 平成18年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）については、企

業団の業務予定量のうち、入院、外来合わせた本院事業の患者数1万4,075人の減少を見込むこ

とから、企業団全体として68万7,240人から67万3,165人に減らし、患者1人1日当た

り収益も当初予定に達しない見込みであることともあわせて、収益的収入及び支出についても、企業

団の収入総額160億3,438万7,000円を3億3,702万1,000円減額して156億

9,736万6,000円に補正し、同じく企業団の支出総額160億3,438万7,000円を

2億5,495万円減額して157億7,943万7,000円に補正しようとするものでありまし

て、この結果、8,207万1,000円の損失が生じると見込むものでございます。

資本的収入支出につきましては、当初補助を見込み、高規格救急自動車の更新を予定してありまし

た救命救急センター設備整備費の補助制度が廃止となりましたので、予定した事業を見合わせ、収入

支出ともに3,000万円の減額補正を行おうとするものでございます。

議案第11号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については、企業団の業務予定

量として入院患者23万550人、外来患者44万5,655人を見込み、これによる医業収益

143億6,546万6,000円に、構成4市負担金17億円を主とする医業外収益17億

8,548万9,000円、これに看護師養成事業収益等1億6,197万円を加えた企業団の収入

総額163億1,292万5,000円を予定いたしました。

費用については、医業費用152億2,978万4,000円、企業債償還利息4億5,431万

8,000円を主とする医業外費用8億7,616万3,000円、これに企業団管理費、看護師養

成事業費用及び特別損失等2億697万8,000円を加えた企業団の支出総額163億1,292万

5,000円を予定し、企業団を取り巻く状況の種々厳しい中、収益の確保を旨とし、費用の圧縮に

努め、ようやく収支均衡予算を編成したところでございます。

資本的収入及び支出につきましては、医療機械器具や医療に必要な備品の整備費に3億1,421万

6,000円、企業債償還金11億1,281万円など、投資総額14億2,802万7,000円

でありまして、予定する収入はございませんので、これら全額を損益勘定留保資金をもって補てんす

ることとしております。

平成19年度の企業団の運営は中期経営計画を基本に、職員の手当を見直し、より適正化を図る中

でも、医師確保について柔軟な対応ができるような給与政策を遂行すること。

入院治療における質と

安全に欠かせない看護の充実を図って、患者7人に看護師1人の体制を実現すること。医師や看護師

の確保、就労支援を通じて、次世代育成に資するための院内保育施設を設置することを主要施策とし

て推進してまいります。

地域住民に提供する医療のメニュー及び質と安全を確保し、より快適で高度な内容となるよう病院

事業を維持するために、最後に、議案第12号 平成19年度君津中央病院施設整備費負担金及び君

津中央病院運営費負担金並びに君津中央病院附属看護学校運営費負担金の分賦についてでは、構成4

市に総額17億円のご負担をいただきたく、提案するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりました。

議案第1号を議題といたします。

議案第1号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号、鈴木征二氏を監査委員に選任することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員であります。

したがって、議案第1号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、鈴木征二氏にごあいさつをお願いします。

(監査委員 鈴木征二氏 入場)

<監査委員>

鈴木征二でございます。

大変貴重な時間の中で、議長を初め皆様方の格別なるご配慮をいただき、ごあいさつの機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、ただいまは当君津中央病院企業団の監査委員の選任にご同意をいただき、まことにありがとうございます。

もとより浅学非才な私でございますが、諸先輩のこれまでのご指導と私のこれまでの経験を生かしつつ、さらに一層精進し、当企業団の発展のために微力を尽くしたいと思っております。どうぞ皆様方の一層のご指導、ご支援をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

(拍手)

(監査委員 鈴木征二氏 退場)

<議長>

次に、議案第2号を議題とします。

補足説明を求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第2号について、補足説明いたします。

本改正条例は、企業団の組織を改正しようとするものでございます。

お手元に参考資料もありますので、その1ページもあわせてごらんください。

現在、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師以外の臨床検査技師、放射線技師などの専門職の職員は医務局に所属し、関連診療科の医師の管理のもとに業務を行っているところでございます。

けれども、医師の多忙、検査技術の高度化等の状況から、一元的に管理することが困難な状況になって

おります。このため、これらの専門職職員から成る新たな組織の医療技術局を設置し、あわせて薬局

については発展的に解消し、医療技術局に統合しようとするものでございます。

これによりまして、現在、医療職給料表の(二)表が適用される職員は、一つの局に統合されるこ

とになりまして、各種専門職間の業務調整の一元化、相互理解、また経営参加意識等を図ることが可

能になるものでございます。

なお、条文の整理についても、あわせて行おうとするものでございます。

また、条例の施行日は平成19年4月1日とさせていただいております。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

<議長>

補足説明が終わりました。

ご質疑願います。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑がないようですので、討論を省略し、採決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決します。

議案第2号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員であります。

したがって、議案第2号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を議題とします。

補足説明を求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第3号について補足説明いたします。

参考の2ページの方もごらんください。

本改正条例は、育児休業制度に基づき、最長で子が3歳に達する日まで休業が認められる職員について、定数外としようとするものでございます。

急性期医療を主体とした本院では、看護現場においては、若年齢の女性職員が求められています。

このため、看護専門職のうち25歳から40歳までの出産育児年代層である女性の割合は66%、

約3分の2を占めているところでございます。しかしながら、本院では現在、看護専門職に13名の

育児休業の職員がおり、ほぼ同数の産前・産後休暇中、いわゆる産休中の職員がおりますし、この状

況は近年常態化しているところでございます。育児休業職員については常時一定数の職員がおり、実

質的に看護業務ができないという事情から、千葉県や千葉市、先進の病院企業団である高知県・高知

市病院企業団の例に倣い、定数外にしようとするものでございます。

これによりまして、現在の企業団の定数892人でございますけれども、これをふやすことなく、

育児休業中の職員は育児に専念しやすくなりますし、職員採用もできることとなりまして、19年度

予定しております7対1の看護配置に必要な看護専門職の職員の確保も可能となるものでございます。

なお、条例の施行日は平成19年4月1日とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願いします。

<議長>

補足説明が終わりました。

ご質疑願います。

小倉議員。

<4番 小倉義雄議員>

小倉でございます。

ただいまの説明に対しましては、少子化時代を迎えておる環境といたしまして、まことに結構なことでございます。

ただ、つきましては、育児休業の承認を受けておる者を定数外にするということは、その方が復職した場合に、定数がふえることになるわけでございます。すなわち、定員管理からいたしまして、ちょっと矛盾しておる問題ではなかろうかと、このように私なりに考えておるわけでございますが、執行部のご所見をお伺いいたします。

<議長>

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

吉堀課長。

<総務課長>

ただいま事務局長の補足説明にもございましたように、現在13名の育児休業職員がおります。そして、ほぼ同数のいわゆる産休中の職員がおりまして、これが常の状態というふうになっております。

したがって、次々に産後休暇の終わった者が育児休業に入っていくというような状況でございますので、定数を超えるということはないものと考えております。

以上でございます。

<議長>

小倉議員。

<4番 小倉義雄議員>

内容はわかります。

いずれにしましても、患者に対しましての看護師のご努力は非常に感謝しているわけでございますので、今後のまた課題といたしまして、でき得るならば、それを見越して定数をふやしてもらったらよろしいかなと、このように考えておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

終わります。

<議長>

参考ですね。

<4番 小倉義雄議員>

はい。

<議長>

ほかに。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

これは対象は看護師だけであって、別に職員でも女子は、看護師以外におられますよね。そういう

女子職員がもし育児休暇、産休とった場合にも、そういうふうになるということなんですかね。それ

とも、これはあくまでも対象は看護職員だけであると、そういうことなんですか。

<議長>

ただいま行われました石井議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

吉堀課長。

<総務課長>

国の法律に基く育児休業制度でございますし、条例でございますから、ある職種だけを対象にする

というわけにはまいりません。すべての女子、そして男子職員でございます。

育児休業を長期にとれ

ば、男子でも認められておるところでございますので、定数外になるということでございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

では、そうすると、さっき言ったのとちょっと矛盾するのではないですか。

看護職員が常時13人

ですか、それがいないからというのはわかるけれども、でも、ほかの看護職員以外の職員もとった場

合の裏づけはどうなっているのか。もう一度お伺いしたい。

<議長>

再質疑に対する答弁は。

<総務課長>

具体的に申しますと、今、そういうことで女性医師の産休というような問題も取り上げられており

ますが、ほかの職種につきましては、大体、臨時職員等で賄う、また、余り育児年代層の職員がおり

ません。したがいまして、そのような心配はないものと考えております。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

そうしますと、主たるものは看護職員であって、ほかのものは何とか、そのつじつまを合わせて、ごまかしていると言っては変ですけれども、何とか間に合わせていると、そういうふうにとらえてよろしいんですね。この対象はやはり看護職員であると、そういうことなんですね。

<議長>

吉堀課長。

<総務課長>

多く事例として発生するのは大部分看護職員でありますけれども、対象として看護職員だけということとは決してございません。

<議長>

いいですか。

<1番 石井 勝議員>

はい。

<議長>

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑終局と認め、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員であります。

したがって、議案第3号 君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を議題とします。

補足説明を求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

参考資料の3ページも同時にごらんください。

議案第4号について補足説明いたします。

本改正条例は、2名いる代表と代表以外の監査委員につきまして、5万円と1万3,000円とい

うように異なる報酬額を決めていたものを、代表以外の監査委員についても代表監査委員の報酬月額と同額の5万円に統一しようとするものでございます。

これは辞職いたしました監査委員が企業団議員と兼職していたため、据え置かれていたものを引き上げ、代表監査委員と同額にするもので、構成市等の状況を参考にさせていただいたところでございます。

また、審査会の名称を変更することにつきましては、本定例会でご審議いただく情報公開条例の改正に伴う変更をさせていただくものでございます。

条例の施行日については公布の日からとし、組織の変更に係る分については平成19年4月1日とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願いします。

<議長>

ご質疑願います。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

企業長と、対象になる監査委員だと思うんですけども、漏れ聞くとところによると、企業長の給料が助役さんと同じくらいの値段。監査委員の方も、これを見ますと5万円。この大きな組織を動かしていく上で、ちょっと安いのではないかと、設定が非常に低くされたのではないかと、思うんですよね。

何か今、企業長には我慢してもらってやっているみたいですけども、もし、この方、福山先生がいなくなった後には決してこの給料では来ないのではないかと。要するに、給料が高いから魅力だというふうには言えませんが、やはり大きな組織を仕切っていく上で、それ相応の、それ相当の給与はやはり出していただきたいというのが僕の願いです。急には決まらないでしょうけれども、これは要望としてひとつ。

監査委員が5万円だったらどうなのか。うちの監査、そんな程度の金でやってくれるのかと。企業長は一助役さんには失礼ですけども、助役さんを合わせてというのが妥当な、大きな組織を動かす

てくれる企業長はいかがなものかと。そうすれば、次の、もしやめられたときに、後が来ないのではないかと。いろいろ周りのところを参考にしたというけれども、参考にはなっていないのではないかと。というような気がするものですから。

ひとつ、これはすぐに決めることではないので、要望として、企業長の給料をもう一度考え直して、人並みにされたらいかがなものか。監査委員も5万円ではなく、もうちょっと上げたらいかがなものか。それを要望として、終わります。

<議長>

要望です。
ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑終局と認め、採決いたします。
議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員であります。

したがって、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を議題とします。

補足説明を求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第5号について補足説明いたします。

参考資料の4ページもあわせてごらんください。

本改正条例は、企業長の給与のうち地域手当の率を100分の5から100分の2に、期末手当の基礎額算定における役職加算の率を100分の20から100分の10に変更しようとするものでございます。

18年度から発足いたしました企業団の企業長の給与のうち、地域手当の率、期末手当基礎額算

定に係る役職加算の率につきましては、条例の附則で暫定措置として本年3月31日まで、それぞれ100分の5から100分の2に、100分の20が100分の10と減額した率とさせていただきます。この減額暫定措置を条例の本則規定にしようとするものでございまして、これにより職員と同様の支給率に改定させていただくものであります。

あわせて、条例制定時に文言の遺漏があったので、そこも補正させていただきます。このようにさせていただきます。

条例の施行日は平成19年4月1日とし、補正の部分につきましては平成18年4月1日とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<議長>

補足説明が終わりました。

ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

ご質疑がないようですので、採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員であります。

したがって、議案第5号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を議題とします。

補足説明を求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第6号について補足説明いたします。

あわせて5ページの方をごらんください。

本改正条例は、職員の給与につきまして、現在、医療職給料表(一)、これは医師、歯科医師でございます。(二)、これは医療専門職でございます。薬剤師も含まれます。

(三)、これは、看護師等

でございますけれども、医療職給料表（一）表、（二）表、（三）表が適用されている医師等専門職の職員に2%から5%の範囲で支給されている特別調整手当を廃止し、新たに医師のみを対象にした、診療科によって異なる勤務状況や採用における難易の事情等を調整するための医師職調整手当を創設するものでございます。

なお、条例は、給与につきましては、その種類だけを規定することとなっておりますけれども、現行の地域手当、管理職手当等につきましても、支給率、支給の範囲の見直しをしてまいります。

条例の施行日は平成19年4月1日とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<議長>

補足説明が終わりました。

ご質疑願います。

（発言する者なし）

ご質疑がないようですので、採決いたします。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり決することに決しました。

次に、議案第7号を議題とします。

補足説明を求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第7号について補足説明いたします。

同じく6ページの方もごらんください。

本改正条例は、新たに制定しよういたします個人情報保護条例におきまして、不服申し立てに対する機関として審査会を設置する必要がありますけれども、既に設置されている、同じ機能を持つ情報公開審査会を情報公開・個人情報保護審査会とし、情報公開と個人情報保護という一体の制度での不服申し立て機関としようとするものでございます。

条例の施行日は平成19年4月1日とさせていただきます。
よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<議長>

補足説明が終わりました。
ご質疑願います。

(発言する者なし)

ご質疑がないようですので、採決いたします。
議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員であります。

したがって、議案第7号 君津中央病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を議題とします。

補足説明を求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第8号について補足説明いたします。

本日お配りしたA3の条例の概要についてという資料をごらんいただきたいと思っております。

君津中央病院企業団個人情報保護条例の制定でございますけれども、提案理由といたしまして、企業団の業務では、医療の分野を中心に教育の分野、行政の分野と多岐にわたり、個人情報、それは、氏名、住所、性別、生年月日等でございますけれども、こういう個人情報を収集、利用、保管しております。そのため、基本的人権であるプライバシーの保護、企業団が保管している個人情報を求めに
応じまして開示し、誤りがあるときには訂正する。自己情報のコントロール権といえますけれども、
そういう個人情報保護制度をすべての業務において充実させ、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報保護条例を制定するものでございます。

以下、条例の本文についてポイントをご説明いたします。

条例案は7章46条から構成されているところでございます。

第1章、総則でございますけれども、第1条から第4条まででございますが、第2条の定義のところでございますが、実施機関というものにつきましては、情報公開条例と同様に企業長、監査委員、それから議会とさせていただいているところでございます。

第3条と第4条では、実施機関等の責務といたしまして、個人情報の保護の重要性を深く認識し、その取り扱いについて適正な保護措置を講ずるよう、規定しているところでございます。

第2章が個人情報の取り扱いのところでございます。このうち第6条でございますけれども、個人情報の収集に関しましては、原則として個人情報の収集は本人から直接収集し、思想、信条や社会的差別の原因となるような個人情報の収集を禁止しているところでございます。

第9条でございますけれども、思想、信条や社会的差別の原因となるような個人情報を電子計算処理することを禁止しているところでございます。

第11条でございますけれども、個人情報について委託をするという場合がありますけれども、委託を受けた者についても適正管理をするよう義務づけをしているところでございます。

第3章、開示、訂正及び利用停止でございますけれども、12条から31条までの条文でございます。

第12条では、だれでも開示の請求をすることができる。それから、開示請求者の範囲を本人以外に代理人にも認めているところでございます。代理人というのは、この場合、民法上の法定代理人及び任意代理人を指しております。

それから第13条は、開示請求は必ず書面により行う、書面主義でございます。

それから第14条は、実施機関—企業長、監査委員、それから議会でございますけれども、実施機関の開示義務についての規定でございます。そこに法令秘情報以下、第1号から第7号までございますけれども、これらを除きまして、原則開示しなければならないということを規定しております。

第15条からは、開示の方法、開示、不開示と並んでおりますけれども、開示の実施方法について

規定しているところでございます。

それで、開示等の決定につきましては15日以内にするとし、事務処理上困難な場合は30日以内に限り延長することができるということで、最長45日以内ということでございます。

それから、第22条でございますけれども、訂正、追加、削除の請求をすることができるという訂正請求権の規定でございます。

それから、第23条につきましては、訂正につきましても書面主義で、書面により行うというふうにしております。

それから25条からは、訂正の請求に対する実施機関の措置の規定でありまして、訂正の請求があった場合には、これも30日以内ということでございます。ただし、事務処理上困難な場合は30日以内に限り延長することができるということで、最長60日以内ということでございます。

第27条でございますけれども、保有する個人情報収集制限に違反していると、そういうふうな該当すると思われるときは、だれでも実施機関に対して、利用停止等を求めることができるという規定でございます。

こちらにつきましても、第28条にあるように、必ず書面によるというふうな規定しているところでございます。

それから、第30条からは、利用停止の請求に対する措置の規定でございます。決定は30日以内にとすると、また30日以内に限り延長することができるということで、最長で60日以内ということでございます。

第4章が不服申し立てに関する規定でございますけれども、不服審査法による不服申し立てがあったときには、審査会に諮問しなければならないという規定でございます。また、審査会については非公開という原則をうたっております。

第5章は、事業者への指導等に関する部分でございます。

第6章、雑則ですが、これは37条から42条まででございますけれども、個人情報の保護を図るた

め、国等との、構成市におきまして協力するということや、手数料等に関する技術的なものを規定しているところでございます。

なお、運用状況については公表するというふうに義務づけているところでございます。

第7章の罰則でございますけれども、5万円の過料から2年の懲役まで罰則の規定を設けたところでございます。罰則規定につきましては、地方検察庁との協議が必要でございますけれども、地方検察庁との協議につきましては、この条例案をもちまして本年2月1日付で協議終了ということで、千葉地方検察庁から特に意見なしという通知をいただいたところでございます。

以上が新たに制定いたします企業団個人情報保護条例でございます。昨年制定させていただきました情報公開条例とセットになるものでございます。

条例の施行日は、罰則の部分は平成19年7月1日とし、その他は同年4月1日とさせていただきます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。

ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

ご質疑がないようですので、採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員であります。

したがって、議案第8号 君津中央病院企業団個人情報保護条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を議題といたします。

直ちにご質疑願います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。
議案第9号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員であります。

したがって、議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を議題とします。

補足説明を求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第10号、補正予算について補足説明いたします。

18年度の当初予算におきましては、予算編成時に、その後の診療報酬の大幅なマイナス改定や、国の三位一体改革に伴う救命救急センターの運営費や設備整備費の国庫補助金の廃止などを見込むことができない状況でありましたので、それらのマイナス要因と現在までの事業実績を踏まえまして、補正予算を編成させていただいたところでございます。

議案書の31ページをごらんいただきたいと思います。実施計画書でございます。

実施計画書によりまして、主なものについてご説明いたします。

本院事業の医業収益でございますけれども、うち入院収益ですが、3億76万円の減額でございますけれども、これは患者数で延べ1,825人、1人1日当たりの診療額で1,000円の減少によるものでございます。

この減少の理由でございますけれども、4月からの診療報酬のマイナス改定、10月からの高齢者の一部負担増による受診の抑制、あるいは医師の退職等によりまして一部診療科目での診療制限などの影響によるものでございます。

外来収益につきましても、診療額は200円増加しているものの、患者数が減少することにより、減少しているところでございます。

次に、2項の医業外収益でございますけれども、8,661万9,000円の減額でございますけれども、これは主に、救命救急センターの国県補助金9,300万6,000円を見込んでおりましたけれども、制度改革により廃止されたことから、見込めなくなったことによるものです。

次に、5目2節のその他医業外収益の5,400万円の増でございますけれども、これは治験委託料3,625万円、福祉共済事業還付金1,480万円等の収入があったことによるものでございます。

次に、分院の事業収益でございますけれども、医業収益のうち3目3節の公衆衛生活動収益の900万円の増でございますけれども、これは高齢者の住民検診がふえたことによるものでございます。

続きまして、支出について、その主なものについてご説明いたします。

本院事業費用でございますけれども、2項医業費用では給与費が1億6,500万円の減でございますけれども、これは医師、看護師等の中途退職による減額分と臨時、パート等の賃金の増加分を合わせたものでございます。

経費はトータルで5,695万円の減でございますけれども、光熱水費の2,500万円減、委託料の仕様、契約方法の見直しによる5,500万円の減額のほか、新規事業といたしまして、医師会館新築負担金として760万円分を増額させていただいているところでございます。

研究研修費では、治験研究費等によりまして1,700万円の増でございます。

分院事業でございますけれども、全体で868万円の減額でございますけれども、明細はその表にあるとおりでございます。

続きまして36ページですが、看護師養成事業ですが、482万円の減額でございますけれども、これは精神科看護の専任教員を確保できなかったことによるものでございます。

最後に、特別損失でございますけれども、2,550万円の減額でございますけれども、その主な

理由は、国保連合会、支払い基金等の支払い機関から返戻のあったレセプトにつきまして、これは前年度の2月、3月診療分のものでございますけれども、その処理方法を、返戻分を特別損失として総額計上する方法から、返戻分のうち減額算定された金額のみを計上する方法に改めたものでございます。

また、新規として、災害復旧工事費用として350万円を増額させていただいているところでございます。

次に、資本的収支予算でございますけれども、収入については国庫補助金の廃止による減、支出についてはドクターカーの購入取りやめによる設備費の減であります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。

ご質疑願います。

ご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

ご質疑がないようですので、採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員であります。

したがって、議案第10号 平成18年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)に

ついては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号を議題とします。

補足説明を求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

別添の平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計予算書という資料をごらんいただきたいと思

います。1ページから20ページまであるものです。

当初予算でございますけれども、第2条、業務の予定量でございますけれども、業務の予定量は次

のとおりとするということで、本院事業ですが、病床数、一般病床619床、結核病床26床、感染症病床6床、計651床でございます。

年間患者数でございますけれども、入院患者数21万9,600人、外来患者数37万9,750人、計59万9,350人でございます。

1日平均患者数でございますけれども、入院患者数が600人、外来患者数が1,550人。

主要な建設改良事業でございますけれども、医療機械について1億8,165万円、備品整備につきまして1億1,076万6,000円でございます。

続きまして、2の分院事業でございますけれども、病床数は、一般病床36床。

年間患者数については、入院が1万950人、外来が6万5,905人で、計7万6,855人でございます。

1日平均患者数は、入院患者が30人、外来が269人でございます。

建設改良事業については1,890万円でございます。

3番、看護師養成事業でございますけれども、学年定員については1年生から3年生まで計35人ずつ、105名でございます。学生数につきましては1年38人、2年36人、3年41人、計115人でございます。

続きまして、いわゆる3条予算、収益的収入及び支出でございますけれども、第1款本院事業収益、収入の部ですが、154億6,202万2,000円。第1項医業収益でございますけれども、

136億9,200万1,000円。第2項医業外収益でございますけれども、17億7,002万1,000円でございます。

第2款分院事業収益でございますけれども、6億8,893万3,000円でございます。医業収益については6億7,346万5,000円、医業外収益1,546万8,000円でございます。

第3款看護師養成事業収益でございますけれども、1億6,196万8,000円。

それから第4款、特別利益でございますけれども、2,000円でございます。

それから、支出でございますけれども、本院事業費用154億2,186万4,000円。第1項企業団管理費ですが、195万7,000円。医業費用145億6,557万9,000円。医業外費用8億5,432万8,000円。

第2款分院事業費用でございますけれども、6億8,604万円。医業費用6億6,420万5,000円、医業外費用2,183万5,000円。

第3款看護師養成事業費用でございますけれども、1億6,196万8,000円。

特別損失でございますけれども、3,805万3,000円。予備費として500万円ということ
で、収入支出につきましては、163億1,292万5,000円ということ
で、収支均衡予算とさ
せていただいているところでございます。

続きまして、4条予算、資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、第1項出資金
から第5項固定資産売却代金まで、いずれも1,000円ということで、計5,000円でございます。

それから、支出につきましては14億2,802万7,000円。建設改良費3億1,421万6,000円、企業債償還金11億1,281万円、投資及び有価証券取得費1,000円、予備費100万円となっております。

それで、資本的収入と支出の不足額、14億2,802万2,000円でございますけれども、こ
ちらにつきましては過年度損益留保資金14億2,802万2,000円で補
てんすることとします。

続きまして、3ページ、第5条でございますけれども、債務負担行為ができる事項、期間及び限度
額でございますけれども、ガスコージェネレーションでございますが、これは熱と電気を同時に供給
するシステムでございますけれども、期間設定は15年の4月から30年3月までの180月、限度
額は3億6,099万円でございます。なお、19年度につきましても、単年度分として2,406万
6,000円、予算措置させていただいたところでございます。

第6条でございますけれども、一時借入金10億円といたします。

それから、経費の金額の流用でございますけれども、医業費用と医業外費用でございます。

それから、本議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、本院事業につきましては職員給与費 81億9,677万9,000円、交際費62万円。分院事業につきましては4億4,094万2,000円、給与費でございます。交際費が10万5,000円。看護師養成事業については1億2,996万5,000円と交際費が15万4,000円でございます。

9条たな卸資産の購入限度額は30億5,712万7,000円といたします。

それから、重要な資産の取得及び処分でございますけれども、取得する資産につきましては、医療機械として、ポリグラフ装置から乳房撮影装置まででございます。備品につきましては、画像管理システムモニターから病歴管理システムの一式というものを予定しているところでございます。

続きまして、予算明細書に従いまして、細部についてご説明申し上げます。

もう一冊の資料で、病院事業会計予算明細書という、42ページまでであるもう少し厚い資料がございます。それでは、18年度に比較いたしまして増減の大きな収入、費用について中心にご説明申し上げます。

まず、本院でございますけれども、医業収益のうち1日入院収益ですが、100億4,670万円で、2億3,550万円の増加でございますが、これは1人1日当たりの診療額が4万4,800円から4万5,750円に増加したことによるものでございます。

なお、この診療額の増加は、7月から7対1の看護配置基準が適用になり、診療報酬が増加することによるものでございます。

3目その他医業収益の1節特別室使用料収益、これはいわゆる差額ベッド代でございますけれども、ベッド数を8ベッドふやしたことによりまして、1,777万6,000円の増になっております。

医業外収益の2目の国県補助金の9,644万8,000円の減ですが、この主な原因は、救命救

急センター運営費補助金、18年度当初はそれを予定していましたが、廃止になったことによるものでございます。

最後の5目の2節にあるその他医業外収益ですが、治験手数料、これは大学等と連携して行われる治験研究を引き受けることによる収入が主なものでございますけれども、3,153万1,000円の増となっているところでございます。

ページをめくって、3、4ページをごらんください。

分院事業の収益でございますけれども、入院収益は2億9,291万2,000円で、3,662万8,000円の増になっておりますけれども、その主な理由は、7対1の看護基準が年度初めから適用されることによる診療報酬の増によるものでございます。分院の方は、昨年より適用されているところでございます。

医業外収益ですが、3目の負担金交付金でございますけれども、4,205万9,000円の減額になっておりますけれども、これは4市からの負担金をゼロにしたことによるものでございます。あと、ふえたものは県からの交付金が若干ふえておりますけれども、マイナスの主な要因は負担金がゼロになったことによるものでございます。

看護師養成事業、それから特別利益については、大幅な予算の変動はございません。

続きまして、支出についてご説明いたします。

7ページ、8ページをごらんください。

本院の医業費用のうち給料でございます。下の方から中段あたり、2節医師給ですが、5,494万6,000円の減。それから、同じく5節の事務員給でございますけれども、1,533万1,000円の減については、それぞれ12人、それから3人減ったことによるものでございます。

これは手当についても同様でございます。7節の医師手当については4,273万1,000円、10節の事務員手当については468万8,000円の減となっているところでございます。

一方、給料3節の看護員給につきましては、1億2,807万3,000円の増、同じく8節の看

護員手当についても7,510万5,000円の増になっております。これは7対1の看護基準のため、看護師の増によるものでございます。

次は9、10ページをごらんください。

11節の賃金でございませけれども、2億1,258万4,000円の増でございませけれども、これは、正規職員の減少に伴います非常勤、パート医師の増加によるものと、7対1の看護基準のため、外来、病棟クラークの増員等によるものでございます。

2目の材料費でございませけれども、薬品費から4節の医療用消耗備品費までございませけれども、こちらにつきましては、値引き交渉などによる節減を図ることとしているところでございます。

続きまして、3目の経費のうち11節の修繕料でございませけれども、2,685万円の増になっておりますが、血管撮影装置の部品交換など、医療機械の修繕が必要になったことによるものでございます。

15節委託料でございませけれども、説明の欄をごらんいただきたいんですけども、その一番下です。院内保育所運営ということで、その運営を委託する費用といたしまして4,384万円を新たに予算化させていただいたところでございます。

委託料につきましては、減る業務もございませるので、総計、トータルでは1,213万4,000円の増となっているところでございます。

11ページ、12ページをごらんください。

4目の減価償却費でございませますが、2節機械備品減価償却費7,687万8,000円の減少になっておりますけれども、償却が前年度に終了した医療機械もあるという等の理由によるものでございます。

6目の研究研修費につきましては、6節なんですけども、研究雑費で900万円の増となっておりますけれども、医学図書購入など、医師の研究支援を一層図ることとしたところでございます。

3項の医業外費用につきましては、同額か減額させていただいているところでございます。

続きまして13ページ、14ページをごらんください。

分院事業の方でございますけれども、医業費用のうち1目の給与費でございますけれども、1節の医師給与、医師給。それから、2節の看護師給、それに手当の5節の医師手当、それから看護師手当、いずれも前年度に比べて減っておりますけれども、これは正規職員の減少によるものでございます。

その一方で、9節賃金のところをごらんいただきたいんですけれども、非常勤医師や、7対1看護基準に対応するための看護師、クランクの増員など、臨時職員の賃金の増加が5,260万円になっていてございます。

それから、2目材料費の診療材料費461万5,000円ふえておりますけれども、これは眼科手術用の診療材料を購入することによる費用の増でございます。

次は、17、18の看護師養成事業ですが、給料1節の教務員給の538万4,000円の増、それから手当の3節442万8,000円の増でございますけれども、専任教員を1名新たに採用することによるものでございます。

21ページ、22ページをごらんください。特別損失でございますけれども、2番の過年度損益修正損失が、6,109万9,000円の減でございますけれども、補正予算で説明いたしましたけれども、経理方式を改めたことによる減でございます。

次に、23、24ページ、資本的収支の方をごらんください。

収入でございますけれども、出資金から固定資産売却代金まで、いずれも1,000円ということ、5,000円を計上させていただいたところでございます。

それから、3項1節の国庫補助金につきまして2,999万9,000円の減額になっておりますけれども、これはドクターカーの購入代金として18年度の当初に予定させていただいたものでございますけれども、これも三位一体改革の一連の流れの中で補助制度が廃止になったということで減額しているものでございます。今年はない。去年の当初では予算がつくだろうという想定のもとにやりました。

支出でございますけれども、1項の建設改良費のうち、1節の医療機械器具費でございますけれども

も、4,940万円の増になっておりますけれども、こちらについては本院でエックス線のテレビ装置、分院で乳房撮影装置など、これらで2億55万円を予定しているところでございます。

備品につきましては、本院の画像管理システムなどコンピューター関係が主なものでございまして、1億1,366万6,000円で、18年度より7,156万6,000円の増になっているところでございます。

あと、一番大きな支出は2項企業債償還金でございまして、11億1,281万円で、18年度より1億1,022万5,000円の増になっているところでございます。

なお、資本的の収支差額14億2,802万2,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金をもって補てんすることにいたしたいというふうに考えています。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。

ご質疑願います。

小倉議員。

<4番 小倉義雄議員>

ただいま19年度の予算につきまして細部的に本当に大変だなあと、このように考えております。

その関係におきまして、やはり収入をふやすにつきまして医師の確保の問題、お医者さんをふやすと

いう問題につきまして1点お伺いいたしますけれども、経営的な医業収益を上げるためには医師のま

ず確保が大事であろうかと存じます。診療科の充実が必要であります、5科におきまして、要する

に泌尿器科、皮膚科、総合診療科、麻酔科、産婦人科等におきましてはお医者さんが不足ということ

で、照会をいたすわけでございますけれども、今後の見通しにつきまして、どのように執行部といた

しましてお考えをされておるか、お伺いいたします。

<議長>

答弁願います。

院長。

<病院長>

今御指摘のように、各科で医師の不足というか、今までのアクティビティーを保てないような状況に幾つかの科でなっています。特に泌尿器科に関しては、常勤の医師が1人は残るのですけれども、最初4人でスタートしたところを1人ということで、今までやっていた検診のフォローとか、そういう通常の手術等もなかなかできなくなる状況でありますけれども、我々、残る医師の、泌尿器科の医師も含めて、各大学とかに、いろいろパートあるいは常勤の医師の依頼を行っているところです。

あと、ご指摘のあった麻酔科に関しては、ことし以上にアクティビティーが何とか保てるような状態になったので、緊急の手術の対応あるいは定期的な手術に対しては、何とか来年に関しては十分だと思っています。

あと、婦人科に関しては今は3名でしていますけれども、4人は確保できるはずであります。さらに担当を含めて、医師のお願いを各大学、千葉大も含めてですけれども、お願いしている状況です。

一番の問題は、泌尿器科の検診を含めた通常の業務がちょっとこの4月からは非常に貧弱になるかもしれませんけれども、続けて、我々も含めて医師確保に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<議長>

小倉議員。

<4番 小倉義雄議員>

本当に大変であろうかと存じますけれども、要するに、4市の医療機関の殿堂でございます。中央病院に対しまして大いに期待をいたしておるわけでございますので、患者に対しまして支障のないような、ひとつ今後のご配慮をお願いいたしまして、終わります。

ありがとうございました。

<議長>

ほかに。

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

福原です。

小倉議員と関連しますけれども、お尋ねをしたいと思います。

今、小倉議員の方からありましたように、初診ができない科、そして手術診
査ができないような科
もあるようでありますけれども、医師の待遇はどうなのか。そして、勤務体制
について、また給与に
ついて、問題点はないのか。その点について問題意識を持っているのか、お尋
ねをしたいと思います。

<議長>

ただいまの質疑に対する当局の答弁を求めます。

吉堀課長。

<総務課長>

ただいまのご質問でございますけれども、先ほどご可決をいただきました職
員の給与に関する種類、
基準の条例。先ほど、条例では種類や基準だけという説明を事務局長から申し
ましたけれども、給与
管理規程、地方公営企業法に基づきます給与管理規程の改正の中で、確保困難
な科につきましては、
手当等の新設—一般の職員の給与の見直しによる減もございまして、確保
困難な医師について
は手当等の見直し、そして医師職調整手当等の新設、そういう中で対応してい
きたい。

また、常勤がなかなか確保できない科につきましては、パートと申しますか、
日々派遣していただ
く医師の日給と申しますか、その日当につきましても見直しを図っておると
ころでございます。

<議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

福原です。

医師の確保は喫緊の課題であるのは皆さんご承知のことと申しますけれども、
本院で見る限り
12人減って、分院でも2人減って、合計14人減っている。14人減ります
と、やはり来る患者さ
んも、あの先生はいない、この先生はいないという状況は当然耳に思う
んですよね。手当の新
設によって、本当に医師の確保は十分できると考えているのか、再度お尋ねい
たします。

<議長>

吉堀課長。

<総務課長>

予算明細書にございます本院、分院の医師の昨年度以前に比べます減少でございますが、これは平成16年度から始まりました医師卒後臨床研修制度、それ以前におきましては、卒後1年目の先生はさすがに大学で勉強なさっておりましたので、余り派遣されることございませんでした。けれども、15年度以前はたとえ1年目であっても、おいでいただければ正規職員として、いわゆる採用をいたしておりました。これは、日本全国どこでも同じでございますが、臨床研修制度が始まって以来、研修医の先生は非常勤、臨時の職員として採用しております。また、初期研修1年目、2年目のほかに、後期研修として3年目から4年目、5年目までの先生も、後期研修ということで、正規職員にはいたしておりません、ほとんどの当院と同じような性格の病院がそうでございますけれども。

ということで、前はちょうど3年目から5年目ぐらいの先生が相当派遣いただいております。それが以前は正規であったものが、臨時になっておるということで、賃金の方がふえていることでもおわかりいただけるかと思っておりますけれども、総体としての科別の偏在あるいは確保困難はございますけれども、そう全部で現在、研修医も含めれば、百三十数名のドクターが勤務、研修に従事しているわけでございますが、ちょっと説明不足かもしれませんけれども、正規職員はそういう制度の変更によって減りましたけれども、医師の総数とすれば、科別偏在はございますけれども、そう減ってはおりません。

以上でございます。

<議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

福原です。

そうしますと、一番最初に質問いたしました内容に繰り返しになりますけれども、勤務体制とか、そういったことについての問題点はないということで理解してよろしいですか。

<議長>

加藤室長。

<経営改革室長>

職場環境でございますが、現在、診療科の部長にお集まりをいただきまして、院長、副院長、医務局長と職場、診療科内の状況についてはどうなのか、あるいは医師確保について企業長、病院長が直接出向いて千葉大の医局等と話しする余地があるのか、そういったところなり等を把握するため、ヒアリングを行っております。

これについては来週まで続けることになっております。

以上でございます。

<議長>

福原さん、よろしいですか。

<11番 福原孝彦議員>

はい。

<議長>

ほかに。

伊藤議員。

<12番 伊藤彰正議員>

伊藤でございます。

ちょっと予算のことについてお伺いいたします。

先ほど補正予算が承認をされたわけでありましたが、来年度の予算で本院の入院収益が100億

4,670万円計上されております。補正予算のご説明の中でも、当年度末の実績ということで95億

1,440万円ですか、このように入院収益が減りますよという説明で、いろいろご苦労いただいて、

医師の確保とか入院患者の拡大とか、ご努力いただくということでご説明いただいたんでございます

が、その数字をそのまま受けとめますと、予算では前年度に比べ2億3,550万円ふえるというこ

とでございますが、補正予算の数字から逆算をいたしますと、5億3,600万円ふやさなければい

けない。これは、入院患者が減少している、診療科目が減っている、そしてまた前回の説明では診療

単価が3.16%下げられたことが大きな減収要因だと、こういう説明があったわけでございますが、

このような厳しい状況の中で果たして5億3,626万円という増収が図れるのかどうか。これに対

する具体的な患者数の拡大のための施策とか、そういうことが具体的に練られた上で、この予算がつくられたかどうかということがお伺いしたいということでございます。

そしてまた、先ほどご説明いただいて、年間収支の予算は収支とんとんで立てたということでございますが、実態的には非常に厳しい財政内容でございますが、当企業団、実際は自力走行が不可能のような感じがいたします。単年度収支の中で上げた収益は、企業的な感覚で行けば、これは自分の体力を増強するとか資本を充実するとかということが一般的に企業の考え方でございますが、当病院とすれば、やはりこれは自己資本の充実、体質の強化、こういうことを考えて、長期的な展望の中で、固定負債、大きな借入れを減少して、究極的には構成市の負担を下げていくという、こういう大きな視野の中で、財政計画というものが立てられるべきであろうと。それが単年度の収支計画の中でどう織り込んでいくかということが大きな課題ではないかと思うわけでありまして、単年度、とんとんでやるということは、これは大事なことでございますが、それ以上に大きな負債の削減計画、こういうものも今後十分配慮の中で計画を立てることが妥当ではないかということをご指摘申し上げたい。

最初の質問と、あとは、今後の取り組むべき考え方を確立をした方がいいという提言でございます。

以上です。

<議長>

ただいまの質疑に対する当局の答弁を求めます。

鈴木課長。

<財務課長>

1点目の、平成19年度の入院収益で2億3,550万円ほど増となっているわけなんですけれども、これにつきましては、平成19年度につきましては、入院収益の中で、7対1の看護施設基準取得等によります診療単価の増加分といたしまして2億862万円ほど。それから、予定患者数の増加分といたしまして、次年度はうるう年で、診療日数が1日ふえておりますので、その分といたしまし

て2, 688万円。合わせまして、2億3, 550万円を見込めるではないかという形で、入院収益の予算を組んでございます。

それから、年間収支のこれからの今後の取り組みでございませけれども、18年度から3カ年計画を組んでおりまして、これにつきましては病院といたしましても、それぞれの年度におきまして収支均衡予算にしているわけでございますけれども、この数字、入院患者数、それから外来患者数につきましても、このような数字を目標にいたしまして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

<議長>

伊藤議員。

<12番 伊藤彰正議員>

私は、2億3, 550万円の増加ではなくて、実際は95億1, 000万円を補正をしたのであるから、100億4, 670万円を達成するには、5億3, 600万円の増収がなければ達成できませんよということをご指摘申し上げたわけでありませ。最初からこれだけ減った分でスタートするということになれば、ゴールはそこまで到達しない。こここのところの対策をどう具体的に反映していくのかと、こういうことでございます。

<議長>

ただいま行われました伊藤議員の再質疑に対する答弁は。

鈴木財務課長。

<財務課長>

5億3, 000万円の内訳でございますけれども、7対1施設看護基準と、それから平成20年度におきましてはDPC、包括医療の実践に取り組んでいきまして、その分といたしまして1億6, 000万円ほどを見込んでおりますので、それらを合わせますと5億3, 000万円ほどの増加分になるのではないかとこのように見込んでございます。

<議長>

いいですか。

<12番 伊藤彰正議員>

はい。

<議長>

ほかに。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

ちょっと二、三質問します。

独自予算のことですけれども、昔、10年前には医療法では、医師は60人から70人ぐらいでい

いということで、この病院にとっては多いではないかと。そのころちょうど80人か90人いたので、

何で医者が多いんだと、大分攻撃したことがあるんですけれども、振り返ってみますと、やはりお医

者さんがいないと科もなくなってしまうので、困るのではないかと。最近はやっと考え方を改めて、

やはり福山先生のやり方の方が正しかったんだなと思っております。

だけれども、お医者さんの、今さっき言ったようにパートを含めて130人というのはやはり偏り

があるのではないかと思うんです。必要ところは少なくても、必要ではない—必要ではないなんて

いう言い方はちょっといけませんけれども、多いところには多くなってしまっ

て、本当に必要で、いなくなつては困るようなところが少なくなっている。何とか、その振り分けをしなければいけないの

ではないかと。振り分けの一つの方法としては、ここはやはり千葉大の先生方が主体をなしているん

で、やはりほかからもとる考え方をできないものか。その1点をまずお伺いしたい。

それから、看護師さんの方ですけれども、先ほど7対1、7対1を随分頼りにしていますけれども、

7対1も、ほんのこの1年半か2年後には恐らく解消されてしまうのではないかというふうにみんな

考えております。本当なんですよね。開業医はみんな、今回やったけれども、

7対1、こんなのはみ

んな従っていけないだろうと、2年後にはどうせ、こんなものはなくなってしまうんだと。そうしま

すと、やはり長期に立って見通しを立てなければいけない。

7対1は、それは結構ですけれども、そんなに結構なものだったら、では、変わった時点ですぐや

ればいいのではないかと。人数も要らないなら。では、変わった時点のときに、すぐやったらいいでは

ないかと、何も7月まで待っていることはないだろうと、そういうような考え方を持っています。

この前、小川看護局長に聞いたところ、外来の正看をかき集めて病棟に持ってきて、外来の方は割と正看が要らないシステムなものですから、それで外来からかき集めてきて、何とか7対1を看護の中でこなしていこうと、そういうふうにしたものですから、それなら早くやった方がいいではないかと、7月まで待つことはないのではないかと。確かに、そういうふうに看護師さんの問題は思いません。

それから、3点目として、まず、いつも言っているように、外来患者がいなくなるとは、本当にその中から入院患者を引っ張り上げるものですから、外来患者が減ってきたら、僕なんかからすると、本当に危機感を持ってしまふんです。きょうは何人患者が来たとか、何かいつも考えているものですから。それが来年度用の計画を見ますと、外来患者が減ったような計画になっているものですから。そういうことに対して、どうお考えなのか。外来患者が減っても、まあ入院患者で何とかしのげばいいと、そういうふうには考えられているのかどうか。あるいは、本当に外来患者がいなければ、もう病院なんかだんだん、だんだん、なし崩しに先細りになってしまうんだから、何とか手を打たなければいけないやと。そういう手を打つ方法について、考えられたのかどうかをお伺いしたい。

それから、基本的に企業債、企業債といって11億円近くをまた来年返すのだそうですけれども、企業債自体を、もう一度お伺いしたいのは、この建物は30年もつということで、その30年の計画で企業債をつくったでしょうけれども、もし、この建物が本当に30年でつぶれるのではなくて、もっと長持ちすると思うんですね。うちのぼつ壊れ病院でも30年以上たっていますから。そうすると、何とかこの建物を40年なら40年の建築とするならば、企業債のもう少し延長はできないものか。そうすれば、毎年毎年の負担を頭を余り悩まさなくてもいいようになるんだと思うのですけれども、

一度そのことについて考えられているかどうか。それで3点目ですね。

4点目。今、市原の方の救急はほとんどなくなっています。一般患者も、当番、門をあけるともう来ているような状況で、ここにも恐らくかなりの数の市原から救急車が来ているんだと思うんですけども、どうか市原の方に、僕らと同じ木更津市、4市が払っているのと同等的でないしそれぐらいの金を市原にも要求されたらいいのではないかと思うんですけども、やるのはやはりこの君津中央病院として市原市に申し込まなければいけないのではないかと思うんですけども、その点について考えがあるかどうかをお願いします。

4点ですね。

<議長>

ただいま行われました石井議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

磯部院長。

<病院長>

石井議員の1番目と、それから3番目の件に関してお答えいたします。

1番目は、パートの医者が多くて、常勤の医者が少ないのではないかということ、結局常勤の医者が、いわゆるここにいる人がだんだん少なくなってきているわけで、それを何とかパートの医者をお願いして、その診療科を絶やさないようにという努力をしている、その過程の中で起きていることです。ですから、3人いたところを1人減れば2人になる。そうすると、仕事量は3人分の仕事全部2人にかかってくる。そのかわりに、常勤のかわりの先生が来ないので、そのかわりパートの先生を何とかお願いして、今まで分の仕事を維持していこうという、そういう……。いろいろ原因がありますけれども、もちろん待遇面だけではなくて、今の新しい研修制度において、いわゆる昔の医局制度が崩壊されて、医局の医師へのローテイトの人事権がなくなってきたということとか、あるいは医療に対する過度の要求、あるいは場合によったら裁判、あるいはそういうこと、いろいろな、医療以外のいろいろな雑用が入ってくる。そういうようないろいろな条件がありまして、そういうような状況になってきている。何とかこれをどこかで食い止めなければいけないとは

思っていますけれども、現状ではそういう常勤の先生がいなくなると、かわりが来ない。そういうことでパート医があふれているというのが一つです。

それから3つ目は、外来の数が少しずつ減って行って、外来の数が少なくなってしまうと、それから入院の患者が拾えるわけですからというご指摘なんですけれども、そういう医師の現状で、1人で今までの外来の数をこなす時間がないと、午後から手術を組んでいる、午後から検査を組んでいる、ほかの開業の先生のところではやれない手術、やれない検査を組んでいるということであると、全部の患者をそれだけの限られたドクターが見るには、とてもではないけれども、11時で打ち切ってくれ、10時で打ち切ってくれというのが現状です。

それも、人がふえれば、外来も続けながら、なおかつ午後の、あるいは外来時間以外の検査、手術もできるということになりますでしょうけれども、それも一つの常勤の医師の減少とパート医師の増大、そういうことも絡んでくると思います。それもやはりいろいろな面で努力しながら解決していかうとは思っていますけれども、現状はそういうことです。

<議長>

鈴木課長。

<財務課長>

それでは私の方から、7対1の解消されたときの問題と、それから企業債の関係についてお答えいたします。

7対1の施行を、早めにされたらどうかということでございますけれども、7対1を取得するための試行期間がございますので、その関係で19年4月からではなく、19年の7月からとしてございます。

それから、企業債でございますけれども、これは現在、政府資金を借り入れをしておるわけなんですけれども、この資金の借りかえ等につきましては、借りかえというのは認められておりません。現時点では、この企業債の元金、利息というのは、一番大きいのは新病院建設のときでございまして、

その分といたしまして全体の新病院の借り入れ総額の大体87%を借り入れて
ございますので、その
時点で、建設につきましては利率が1.2から2.2%、それから医療機械に
つきましては0.2か
ら0.9%という形で、かなり低金利で借りている状況でございます。

以上です。

<議長>

小川看護局長。

<看護局長>

3点目のご質問に対してお答えさせていただきます。

看護師の外来から病棟へというふうなことで、もっと早くやったらいいので
はないかというふうな
ご指摘を受けましたが、実際に外来から病棟にシフトできる人材としましては、
大体13名を充てて
いたんですけれども、実際には外来で勤務しております看護師は、パート職員
であったり、日勤でな
ければ仕事を続けられないという人たちがほとんどでございます。そういう人
たちを時間計算で積み
上げまして、決して1人分にはならないのですけれども、6時間と2時間を足
して8時間とか、そう
いったやりくりをしようということで初めました。

それだけでは人数を充足することはできませんで、方々に募集活動に行きま
して、現在は中途採用
で少しずつ採用していただいております。現在、今の段階では、けさも打ち
合わせをしていたんで
すけれども、もうほぼ大丈夫ではないかなというところまで来ております。

ただ、本当に安定的な人員対策ということになりますと、もう少し幅が、人
員を引き続き募集して
いかないと、この7対1を続けていくということは難しいかなというふうに思
います。ですから、引
き続き募集活動あるいは潜在看護師の発掘、そういったところが必要かと思
います。

以上でございます。

<議長>

佐藤次長。

<事務局次長>

市原市からの負担金をというご質問でございますけれども、現行制度の中
では、この中央病院につ

きましては構成4市で運営しているということですので、現時点では難しいかと思われま

す。
<議長>

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

まず、お医者さんの方ですけれども、基本的に医者集めが、かき集めができない。では、ほかの徳洲会か何かの、質が悪くなくても人が入ってくればいいやと、そういうふうな考え方でやってい

たら、違ったでしょうが。やはりこのレベルはかなりなものだと、いつも思っております。だけれども、いなくなったら、いなくなつたで、いい医者ばかりをかき集めようとする

ことがやはりいけないのではないかと、間に合っていればいいのではないかと。そういうふう

に僕の方は考えるものから。

ひとつ、千葉大だけという考え方よりも、どこかの席を明け渡してしまう、本当にい

なかつたら泌尿器科なら泌尿器科の席を全部ほかの大学に明け渡してしまう、そういう考え方

も今後していかないと、なかなか人のかき集めはできないのではないかと思うものですから、ひとつ

そういう考え方も、広く、悪くではないんですけれども、そういう考え方にならないと、足りない

ところはしょうがないんですから、そういうふうな考え方を

持っていただきたいと思

います。それから、7対1についてはよくわかりましたから、なるべく早く、7月ま

でではなくて、1カ月あれば1

カ月だけ得するわけですから、ひとつ早目、早目に、やはり7月とい

わずに、この次来たら、いや、あれは5月

からやっていたと、そういうふうな答えが

いただきたいと思

います。それから、企業債については、一言言いたいんですけれども、うちの方の水

道課に聞いたら、水道管の場合にはもう最近よ

くなってきたので、器材がよくなったので、企業債を延ばす

ことができると、そういうふう

に返事をいただきました。

すると、この建物だって、別に30年ではつぶれるわけ

ないんで、もう一度企業債について、この

建物の、本当にその期間ですね。それをよく調べた結果、もう一度企業債の方に考え方を持っていけば、もう少し楽な経営ができるのではないかと思うものですから、ひとつ、頭からだめだではなくて、一遍検討する方向に持っていただきたいと思います。

市原市についても同じで、やはりだめだというよりも、「一遍言ってみたかよ」ということを今度こちらは言いたいものですから。ひとつ、もう患者を救急車で運ばれているものですから、そういうデータをとって、やはり市原市に要求されたらいいのではないかと。

なぜかという、僕はやっていて、確かに市原市から当番を引くと必ず2人や3人、救急車で来るものですから。そうすると、ここに来る率はもっとすごいのではないかと、そう思うものですから、ひとつ。

当然、向こうは救急体制をしいてないんだから。しいているところへ持ってくるんだったら、当然、それ相応のものを払っていただきたいと、お願いするのは当たり前のことだし、まずやってみてから、どうかということ、今度また5月ぐらいですかね。またそのときには、やったけれども、こうだったと。小川看護局長もやってみたけれども、まだ7月までは間に合わなかったという返事をいただきたいと思います。

これは要望です。

<議長>

ほかに。

(「議長」の声あり)

<議長>

小川看護局長。

<看護局長>

ちょっと説明が足りなかったので、補足説明させていただきます。

先ほどの急性期で7対1がもうなくなるのではないかというふうなご質問にはまだ答えてなかったと思いますけれども、実際にいろいろなところからの情報を得ますと、急性期の病院、三次救急の病

院としては、今後なくなるということは、手当がどんなふうになるかというのは、診療報酬をまたなければわからないのですけれども、この流れというのは三次救急では引き続き、こういった体制づくりというのは促進されるのではないかなというふうな見込みでおります。

それからもう一つ、余剰人員が発生した場合ということでございますけれども、これにつきまして、は、毎年、ことしで三十四、五名の看護師が退職しております、これは定年退職を含めてなんですけれども。ですから、看護学校からの採用、それから以外の施設からの採用というふうなことも考えておりましたも、決してそういったことは一本当はうれしい、起こればうれしいんですけれども、余剰人員というのはかなり厳しいかな、余剰人員が発生することはないのではないかなというふうな考えでおります。

それと、7対1の看護体制をしくということが今回の予算に計上していただいておりますので、当看護局といたしましても、とても責任を感じておりまして、日々会議を重ねながら、看護師対策の手だてをさせていただいております。頑張っていきたいと思っております。

<議長>

ほかに。

(「議長、よろしいですか」の声あり)

<議長>

企業長。

<企業長>

いろいろご意見を伺ってしまして、大変病院に対していろいろご心配いただいているということが大変よくわかりましたが、発言をさせていただきます。

先ほどから医師確保対策の問題も、今、石井議員からもお話を伺ったわけですが、私が病院長になりましたから、考えてみますと、どうやったら支出を少なくするか、とにかく経費を減らそうということしか、ずっと考えていませんでした。それから、収益をどうやって上げるかということですね。

それに終始しておりました、はっきり申し上げまして。それで、4市からいただいているお金が少しでも減って、皆さんにご迷惑をかけないようにするということがいつも頭にこびりついておりました。

最近では、毎日考えていることは、どうやって医者を集めたらいいのか、どうやって看護師さんを集めたらいいのかと。そして、少しでも職員に労働過重にならないように。結局、医師確保対策の問題というのは、いろいろな問題がございます。臨床研修制度が悪いんだとか、いろいろ議論ありますけれども、最終的には、やはりドクターの数が少なくなる、看護師の数が少なくなると、負担が大きくなって、苦労が多いという状況になってきますと、結局、職員のサービスの上に医療が成り立っているという状況になって、これが一番怖いんですね。必ず、どこの病院でも崩壊してまいります。

それでは、いっぱいお金を稼いでそうすればいいではないかという議論が出てくるんですが、最近の診療報酬改定はどんどん厳しくなりまして、何かをすれば病院経営に役立つような収益がうんと上がるということが本当になくなってきています。それはもう、今までは診療報酬改定のたびに何%か必ず上がったと。この新病院計画のとき、そういうことが一つあったので、大変予定が狂ってきているわけですが、それがどんどん、どんどんマイナス改定を続けているわけですね。そういうようなことが非常に、言いわけではございませんけれども、そういうことが事実でございます。

そういうことで、今まで当院もドクターの確保に苦労したことがなかったし、それこそ、先ほど石井議員がおっしゃったように、千葉大学の方も常にこっちの方を向いていてくれましたので。ところが、向いてくれるんですけども、持っているものが、医者がいないということになってくると、もうこれは幾ら札束積んでもなかなか難しい。

そこで、私もこのところ、他大学の情報を随分集めて、先ほど病院長お話ししていましたが、一緒にあちこち回っております。それで、たくさん知っている教授もおりますので、話している

んですが、その各大学の制度として、自分の大学で病院長を出してない病院には医者は原則的には常勤は出さないと。結局、各大学みんなそういう状況をつくってきています。

パートを出してもらうにも、これも大変だというのが非常によくわかります。そして、遠いと幾ら、パート代幾らとか、東京の値段は幾ら、田舎の値段は幾らとか、非常に姑息的な、教授がそういうことを言い出す、そういう時代になってしまったということが事実なんです。理解しやすいために、こんなことを申し上げますけれども、そういう状況下にあります。

したがって、7対1の話もそうなんです、手厚い看護をして、それに伴う入院基本料をといて、急性期医療をやっていない病院でもみんな結局収入をどうやって上げるかという方にシフトしますから、そういうことが起きてきたんですが、最近、中医労とか、あるいは日病とか、そういうところから、今回の制度はとても納得できないと。例えば看護師の72時間の当直ですか、そういうものも、もうちょっと変えてくれとか、いろいろなことがもうばんばん出ております。

ただ、看護師さんの救急病院における、三次救急をやっている病院においての7対1、今後さらに5対1とか、外国の状況を考えますと、そういうことに進んでいくと思います。よりよく看護して、より早く退院できるように、在院日数を短くするようにと、これが国の方針なんですけれども、そういう方向に行くと思いますが、ただ、どういう病院に対して許可をするかというのは、ちょっと変わってくるのではないかなと。それはもう、これは私が決めることではなくて、私の推測でございますけれども、そういう方向に行くと思います。

そういうことで、今後も一生懸命に医師確保に全力を挙げてやっていかなければならないし、もう4市の皆さんの医療を賄っている以上、そうしなければならないと考えております。

それから、先ほど石井議員ご指摘の市原市の救急の患者さんが当院にたくさん、特に重症の患者さんが見えております。連絡があったら断れないというのが集中治療部の先生方のご意見なんです、

これは市原市が三次救急をやっている病院がないんですね、はっきり申し上げまして。ですから、もうはっきり言いますが、帝京大学の市原病院がなかなか受けてくれないとなると、そういうことで、私、病院長のときに帝京大学の市原病院の病院長あるいは市原の医師会長から、重症の患者さん全部
願いますという依頼まで受けております。

ですから、私、何年間か考えていたんですが、先ほど佐藤次長のご説明があったんですが、これは行政側の感覚でのお話、これはそれでよろしいと思うんですが、そういう救急に対する負担金といいますが、そういう協力はしていただいているのではないかと腹の中で思っていますけれども、これをどういうふうにご理解いただくかというのは大変難しいというふうに感じております。

今お話を聞いていて感じたことをちょっと申させていただきました。どうも。

<議長>

ほかに。

(発言する者なし)

<議長>

質疑終了と認め、採決いたします。

議案第11号を原案どおりに決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員であります。

議案第11号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については、原案のとおり可決
されました。

次に、議案第12号を議題とします。

補足説明を求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

議案書38ページをごらんください。

議案第12号について補足説明いたします。

本議案は、構成4市にお願いする負担金の分賦、割り当てに関するものでございます。

本院の施設整備に係る起債の償還利息、運営費並びに附属看護学校の運営費について、総額17億円の負担をお願いし、企業団の規約に定める配分方法により各市に割り振りさせていただいているところでございます。各市ごとの負担額、納期ごとの負担額はそこに記載のとおりでございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<議長>

補足説明が終わりました。

ご質疑願います。

ご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないと認め、採決いたします。

議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員であります。

したがって、議案第12号 平成19年度君津中央病院施設整備費負担金及び君津中央病院運営費負担金並びに君津中央病院附属看護学校運営費負担金の分賦については、原案のとおり可決されました。

以上で議案を全部終了いたしました。

ここで、企業長よりあいさつがあります。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつをさせていただきます。

日ごろは本当に病院の運営につきまして、お集まりの先生方にも、あるいは4市の行政の方々に大変お世話になっておりまして、多額の負担金をちょうだいして、本当に心苦しく感じております。本当にありがとうございます。

また、本日は大変足元の悪い中、またお忙しい中をおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は12議案お通しいただきまして、本当にありがとうございました。

先ほどから本当に先生方からいろいろなご質問をちょうだいしまして、これは本当に病院のために大変ご心配をいただいているということが、ひしひしと伝わってまいります。私もそれをもう十分わかっておりますし、4市の皆さんにいい医療、そして安全な医療を提供することが当院の役目だと、そして特に三次救急医療に力を入れてやらねばならないと。そうでなかったら、病院の存在理由はなというふうに感じておる次第でございます。

とにかく、現在の医療制度というのは非常に矛盾をたくさん含んでおります。ただむやみに働けば必ず収益が上がってくる、そして病院の経営がうまくいくとは、これは、それこそ石井議員はご自分でおやりになっていきますから、傾向を感じておられると思うんですが、うんと身を粉にして働いて、その結果、では、いい結果が出るかという、簡単にそうならないという感じがするわけでございます。

今後も一生懸命に病院の経営のために頑張っていきたいと、特に医師確保の問題、看護師確保の問題、病院全員でやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

また、今日は監査委員に君津市の鈴木征二氏を、お認めいただきましたことと氏が快諾いただいたこと、ありがとうございました。最後になって恐縮でございますが、つけ加えさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

<議長>

ありがとうございました。

以上をもちまして、本定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

(午後4時58分閉会)